

最高裁秘書第4052号

令和元年8月15日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

7月11日付け（同月16日受付、第014127号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁が令和元年7月10日頃に修習資金の貸与を受けた元66期司法修習生に発送した、貸与金返還に関する連絡文書の発送事務に関する業務委託契約書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）